

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

WBC、最高でしたね。いくらでも語れますが、とにかく最高でした。

The world of baseball won tonight.

さて、改正労基法により、2023年4月から法定割増賃金率が上げられます。4月からは中小企業も月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になりますよ。

準備は万全でしょうか？

ドキッとした方はご連絡ください。

このメルマガは転送大歓迎です！

転送に際してご連絡いただく必要はありません。

どんどん転送してください。

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー情報
- 【4】ニュースレター案内
- 【5】編集後記

【1】皆様への情報提供

★京都総合法律事務所主催セミナー★

【2023年4月20日（木）15時～16時30分・リアル】

テーマ：労働問題総論編 ～問題社員、残業代請求、ハラスメント対応等の対応実務～

担当：弁護士 伊山正和

会場：ホテルオークラ京都 5階 会議室

参加費：2000円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

[https://kyotosogo-law.com/post-3935/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-3935/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【2023年6月16日（金）15時～16時30分・リアル】

テーマ：最高裁判決を踏まえた「残業代請求初動対応」の実務-未払い賃金と割増賃金-

担当：弁護士 伊山正和

会場：ホテルオークラ京都 5階 会議室

参加費：2000円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

[https://kyotosogo-law.com/post-4640/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-4640/?zc_cid=${CONTACTID}$)

◆労務◆

【名ばかり残業代の危険性】

6月16日の伊山弁護士によるセミナーの予習として、令和5年3月10日に示された最新の最高裁判決をご紹介します。

割増賃金という仕組みがある以上、残業をすればするほど給料は増えるのですから、従業員の中には、雇用主の意向と関係なく、残業をするという人もいます。同じ仕事をするのでも、時間をかけて仕事をした方が給料が高くなるわけですから、業務の効率は悪いのに給料が高くなるという、理不尽な事態も生じてしまいかねません。

こうしたいわば非生産的な残業に対しても、当たり前のように残業代を支払わなければならないというのは、雇用主にとって頭の痛い問題です。それならばと賃金体系に工夫をして、非生産的な残業に対する残業代を抑えることはできないでしょうか。

今回紹介する最高裁判例は、そもそも「残業代を抑えよう」という考え方自体、法律的には全く通用しないのだということがハッキリした事例です。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=938?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=938?zc_cid=${CONTACTID}$)

【問題社員対応のための心得】

協調性がない、反抗的である、無断欠勤が多い、パフォーマンスが低い等々、会社を悩ませる従業員のことを、最近では「問題社員」であるとか「モンスター社員」などということがあります。

実際、会社にとってみれば、こういう従業員は非常に困った存在で、どうかしたら「今すぐにも辞めてもらいたい」という考えさえも頭をよぎってしまいます。

ところが、一度雇った従業員に辞めてもらうことは、そう簡単なことではありません。我が国は、労働基準法や労働契約法など、労働者の権利がきめ細やかに保護されており、特に解雇という手段については、「客観的に合理的な理由」と「社会通念上の相当性」がどちらも認められなければ、法律上は無効となってしまうのです。

問題社員には、実際に問題があるわけですから、解雇したとしても、客観的に合理的な理由も、社会通念上の相当性も認められるはずです。しかし、世間で考えられているほど、その従業員に「問題がある」ということ自体が簡単には認めてもらえません。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=901?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=901?zc_cid=${CONTACTID}$)

【管理監督者に該当すると認められた裁判例】

従業員から残業代請求をされた会社側の主張として、「その従業員は管理監督者に当たるから、残業代を支払う必要はない！」というものがあります。

このような主張はたいてい、裁判所によってあっさり否定されることが多いのですが、管理監督者に当たると認められたレアケースがありましたので、ご紹介します。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=954?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=954?zc_cid=${CONTACTID}$)

【配置転換拒否に対する懲戒解雇が認められた裁判例】

労働者が配転命令を拒否し、これを理由に懲戒解雇した場合、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合、解雇は無効なものとなります(労働契約法16条)。そして、ここに定められている解雇の有効性の要件を満たすハードルは非常に高く、無効と判断されると、解雇以降の賃金やこれに対する遅延損害金などの支払義務が生じ、使用者の負担は大きなものとなります。

今回は、配転命令を有効とし、配転命令を拒否した労働者を懲戒解雇したことは有効であると判断した裁判例をご紹介します。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=925?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=925?zc_cid=${CONTACTID}$)

【弁護士リチャードソンのツイート】

ツイッターで有益な労務情報を発信している「弁護士リチャードソン」。

実は、当事務所の 弁護士 伊山正和 です。フォローしていない方は、ぜひフォローを！

[https://twitter.com/search?q=%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E3%83%AA%E3%83%81%E3%83%A3%E3%83%BC%E3%83%89%E3%82%BD%E3%83%B3&src=typed_query?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://twitter.com/search?q=%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E3%83%AA%E3%83%81%E3%83%A3%E3%83%BC%E3%83%89%E3%82%BD%E3%83%B3&src=typed_query?zc_cid=${CONTACTID}$)

せっかくですので、最近の要注意情報を 140 文字でピリッと紹介しているツイートを3つご紹介します。

<名ばかり残業代事件の最高裁判例解説>

令和5年3月10日に出ました最高裁判決についての解説動画を作ってみました。「手短に」とか言いながら、25分ほどになってしまいました。もしよろしければご参照いただければ幸いです。

[https://www.youtube.com/watch?time_continue=8&v=BGj54fZ8Bzs&embeds_euri=https%3A%2F%2Ftwitter.com%2F&feature=emb_logo?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.youtube.com/watch?time_continue=8&v=BGj54fZ8Bzs&embeds_euri=https%3A%2F%2Ftwitter.com%2F&feature=emb_logo?zc_cid=${CONTACTID}$)

<固定残業代の変更？>

「そうか、固定残業代はあかんのか。ほな、止めるわ」ということは、そう簡単ではなくてですね、あくまでも契約の範囲内で、これこれこういう基準で「変更」する必要がある、という根拠があって、その枠内でやらねばいかんのですよ(東京高判 R4.6.29 参照)。ただ、それでもやらねばのときもありますぞ。

<働きぶりとは？>

「働きぶり」というのは、すごく目に見えない要素なので、「当たり前」だけではダメなのです。が、最初から合理的なノルマ達成を契約内容としていて、1回チャンスを与えても未達成だった、という場合には、解雇有効となった例もあるとか(大阪地判 R4.10.27)。「合理的な」ノルマですよ、あくまでも。

◆コーポレートガバナンス◆

【買収防衛策】

先月号に続き、経産省の「公正な買収の在り方に関する研究会」の動きをご報告します。

令和5年3月28日の会議では指針案の検討が行われていますが、その前提として、パブリックコンサルテーションが実施され、次のような論点に対する意見・情報の提供の募集が行われました。

自分の整理も兼ねて論点をまとめておきます。

<論点>

1. 買収一般に関する原則

どのような原則を主要なものとするか（企業価値の向上？一般株主の利益？手続の公正性や透明性？情報提供？）

2. 買収提案を巡る取締役・取締役会の行動

- (1) 買収提案を受領した際にどのように取扱うべきか
- (2) 買収提案の検討・交渉に携わる経営陣が従うべき行為準則
- (3) 取締役会の独立性、機動性、専門性をどのように補完するか（特別委員会を設置する場合その規模・構成はどうあるべきか）

3. 買収に関する透明性の確保

- (1) 対象会社による情報開示
- (2) 買収者による情報提供・情報開示

4. 株主の意思決定を歪める行為の防止（強圧的二段階買収の当否、委任状勧誘の公正性）

5. 買収防衛策の在り方

- (1) 企業価値を高める買収を阻害しないための考え方
- (2) 有事導入型買収防衛策についての考え方（MOM 決議の合理性）
- (3) 買収防衛策の平時からの導入に関する考え方

[https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230222006/20230222006-1.pdf?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230222006/20230222006-1.pdf?zc_cid=${CONTACTID}$)

【株主総会決議が不存在と判断された裁判例、内容虚偽の株主総会決議の議事録を作成したことが不法行為にあると判断された裁判例】

株主総会決議から排除された株式数の割合が 4 割を超える場合には不存在、2 割に満たない場合は取消事由とするのが裁判例の傾向です。

議決権割合 7 割を超える大株主に対する招集通知を欠いて開催された株主総会決議について、当該総会決議が不存在と判断され、内容虚偽の株主総会議事録を作成したことについて不法行為責任が認められた裁判例がありましたので、ご紹介します。

[https://kyotosogo-law.com/post-4662/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-4662/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【人権対応】

先月号でもご紹介しましたが、人権方針の策定や人権デュー・デリジェンスの実施は、グローバルな社会でビジネスを行う上での当然のドレスコードとなっており、人権対応が十分でないと、世界のサプライチェーンから排除されるリスクもありますので、当面ご紹介を続けます。

手始めの資料として、一般社団法人生命保険協会が「生命保険会社における人権対応ハンドブック」が有益だと思います。このハンドブックは、人権対応について大変分かりやすくまとめられており、**今更聞けない…とお悩みの方にもぴったり**です。

保険会社以外の会社にとっても非常に役に立つ内容でしたので、ぜひご活用ください。

目次は次のとおりです。

- ① なぜ企業に人権への対応が求められるのか
- ② 企業の人権尊重責任とは何か
- ③ 指導原則が求める3つの取組み
- ④ 国際社会で注目される人権課題
- ⑤ 生命保険会社に重要な課題と対応例
- ⑥ ビジネスと人権に関する日本の動向
- ⑦ ビジネスと人権に関する国際動向
- ⑧ 今後の展望と生命保険会社に求められる取組み

[https://www.seiho.or.jp/activity/sdgs/human-rights/pdf/jinken.pdf?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://www.seiho.or.jp/activity/sdgs/human-rights/pdf/jinken.pdf?zc_cid=${CONTACTID})

◆危機管理◆

【情報漏洩】

令和5年2月27日、ベネッセコーポレーションの顧客情報が関連会社の業務委託先従業員から流出した事件について、東京地裁がベネッセ側に対し、1人当たり3300円の賠償を命じる判決を言い渡しました。

【下請法 その1】

カルディが、下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、商品に瑕疵があるとして下請事業者に商品を引き取らせた行為、一部の下請事業者には返品送料も負担させていた行為、返品の際に生じる人件費や保管費等の諸経費の一部を確保するために「契約不適合商品処理負担金」を提供させていた行為等について、下請法に違反（下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）、同項第4号（返品の禁止）及び同条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止））するとして公正取引委員会から勧告を受け、テレビ報道もされました。

【下請法 その2】

岡野バルブ製造が、下請事業者に対し、自社が所有する木型及び金型を無償で保管させていたことに対し、下請法に違反（下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止））とするとして公正取引委員会から勧告を受けました。

【内部通報者の特定の違法性】

改正公益通報者保護法の施行もあり、内部通報に適切に対応するための体制を整備することが企業の義務となりつつあります。

通報があった場合、通報者を特定しようとするのはハイリスクです。実際、通報者を特定しようとする行為の違法性が認められた裁判例がありますので、ご紹介します。

[https://kyotosogo-law.com/post-4670/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-4670/?zc_cid=${CONTACTID}$)

◆知的財産◆

【AI が生み出した文章や絵画の著作権】

編集後記にも記載しますが、最近、ChatGPT と議論することも増えてきました。

AI が生み出した文章や絵画の著作権はどうなるのかについては、これから世界的に議論が進むことは間違いありません。

アメリカでは、アメリカ著作権局が 2023 年 3 月 16 日付けで示したガイダンスでは、2022 年 2 月の「AI が作った芸術作品に著作権はない」との判断、2023 年 2 月の「画像生成 AI を使って制作されたグラフィックノベルは著作権による保護を受けない」（人間の著作権は肯定）との判断を前提に、「プロンプトのみによって生成されて修正が加えられていない AI 作品」については、人間ではなく技術によって決定・実行されるため、人間は創造的な制御をしていないことを理由として、AI の創作物は人間の著作物ではないので、著作権登録はされないと判断しました。

他方、グラフィックノベルのように、人間による修正が「十分に創造的」であれば著作権が認められる可能性があるとも判断しています。

[https://www.federalregister.gov/documents/2023/03/16/2023-05321/copyright-registration-guidance-works-containing-material-generated-by-artificial-intelligence?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.federalregister.gov/documents/2023/03/16/2023-05321/copyright-registration-guidance-works-containing-material-generated-by-artificial-intelligence?zc_cid=${CONTACTID}$)

アメリカ著作権局も、最終的にはケースバイケースで判断すると述べていますが、近い将来、この判断も AI が行う時代が来そうな気がします。

ちなみに、「AI が生み出した文章や絵画の著作権はどうなる？」と ChatGPT に聞いたところ、次のような回答がありました。

<ChatGPT の回答>

AI が生み出した文章や絵画に関する著作権は、一般的には AI を所有する人や組織が所有することになります。

ただし、著作権は人間が創作したものに対して与えられるものであり、AI はまだ人工知能に過ぎないため、現在の法律では AI 自体に著作権が与えられることはありません。

一方で、AI によって生成された作品については、著作権法に従って保護される場合があります。たとえば、AI が自動生成した文章や絵画がある場合、その著作権は、その作品を使用、配布、販売する権利を持つ人または組織に帰属することになります。

ただし、AI によって生成された作品は、従来の人間による創作物とは異なり、創作者の意図や感情を持っていない場合があります。そのため、AI によって生成された作品の著作権に関しては、今後、法的な解釈や対応が模索されることになるでしょう。

◆広告規制◆

【適格消費者団体による差止請求】

適格消費者団体による差止請求を受け、削除することになった条項をご紹介します。

これらの条項にドキッとした会社は直ぐに契約書を見直してください。

- ▲ 会員が有料プランを利用期間の途中で利用休止または解約した場合でも、弊社は返金や未利用期間の日割り計算による精算等は一切行わないものとします。
- ▲ 弊社は、弊社が必要と判断する場合、あらかじめ会員に通知することなく、いつでも、本サービスの全部または一部の内容を変更し、また、その提供を中止することができるものとし、本規定に基づき弊社が行った措置に基づき会員に生じた損害について一切の責任を負いません。
- ▲ 弊社は、会員のユーザーID およびパスワードが第三者に盗用されるなどにより、会員のコンテンツの改変や改竄、個人情報等の無断閲覧などにより発生するあらゆる紛争、損害賠償の請求などについて一切の責任を負わないものとします。
- ▲ 施設内での紛失及び盗難に関しては、当施設では一切責任は負いませんので、とくに貴重品などは自己管理にてしっかり保管下さい。

▲ 駐車場での事故や盗難には当施設では一切責任を負いません。自己での処理をお願いします。

▲ スラックライン、ボルダリング、トランポリンは重大な危険（死亡ないし重大な障害）を内包したスポーツです。当施設内は安全に万全を期していますが、100%確保できているものではありません。また、小学生及び未就学児のご利用は保護者の責任において、お子様の安全の確保をお願い致します。当施設内で生じたケガ、障害については当店は一切責任を負えませんのでご了承ください。

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来 of 顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

[https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc_cid=${CONTACTID})

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかもチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

[https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/?zc_cid=${CONTACTID})

【ハラスメント外部通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口業務を承っており、実績としては、上場企業、大学、病院等があります。

ハラスメント外部通報窓口業務の実施ステップは次のとおりです。

- ① 「ハラスメント外部通報窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知
- ② 通報があった場合、貴社ご担当者様にご報告（通報者の意向があれば匿名化処理を行います。）
- ③ ご担当者様と今後の対応についてお打ち合わせ
- ④ 関係者（通報者、対象者、目撃者等）へのヒアリングのサポート又は弁護士による直接対応
- ⑤ ヒアリングを踏まえた報告書の作成

窓口は即日開設することも可能です。

[https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

リスクチェックや代替表現まで、広告チェック全般を承ります。

[https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【カスハラ・クレームガード】

カスハラは企業を悩ます重大なトラブルの一つであり、現場を疲弊させないためにも比較的早い段階から弁護士に相談し、対応窓口を弁護士とする準備を整えておくことは、効果的な対応策の一つです。

京都総合法律事務所では、「クレームガード」をご準備し、

- ① クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポート
- ② 担当者が弁護士に相談するための窓口の設置
- ③ 研修の実施
- ④ クレーム直接対応

を行います。

「お客様は神様です」の呪縛から逃れ、会社と従業員を守りましょう。

[https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介させていただきます。

[https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【3】セミナー情報

【2023年4月20日（木）15時～16時30分・リアル】

テーマ：労働問題総論編 ～問題社員、残業代請求、ハラスメント対応等の対応実務～

担当：弁護士 伊山正和

会場：ホテルオークラ京都 5階 会議室

参加費：2000円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

[https://kyotosogo-law.com/post-3935/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-3935/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【2023年6月16日（金）15時～16時30分・リアル】

テーマ：最高裁判決を踏まえた「残業代請求初動対応」の実務-未払い賃金と割増賃金-

担当：弁護士 伊山正和

会場：ホテルオークラ京都 5階 会議室

参加費：2000円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

[https://kyotosogo-law.com/post-4640/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-4640/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【4】ニュースレター案内

News Letter vol.14 を発行しました。

- 特集 注意指導のイロハ 問題社員への注意指導は口頭ではなく、このような「書面」で行うことが必要不可欠です。（弁護士 伊山正和）

[https://kyotosogo-law.com/post-4460/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-4460/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【5】編集後記

2023年3月号、いかがでしたか？

ChatGPT と議論することも増えてきました。

一見もっともらしい回答を瞬時に行う ChatGPT。しかし、現時点では不正確な回答も多く、かつ、その回答に固執することも多いため、くれぐれも鵜呑みにはしないでください。

間違い探しすることを前提に使える自己研鑽になる？

せっかくですので、あるやり取りの中で ChatGPT が「所有権は無形物であり、契約によって貸し出すことができます。」と答えましたので、そこから派生したやりとりの一部をコピペします。

<野崎>

「所有権は無形物であり、契約によって貸し出すことができます。」がよくわからないのですが、もうわかりやすく説明して

<ChatGPT>

申し訳ありません、前回の回答がわかりにくかったようです。

所有権自体は、物質的な形がないため「無形物」と呼ばれます。しかし、所有権を持っている者が物を所有することによって、その物に対して特定の権利を有することができます。この権利の内容や期間について、所有者と借り手とで合意をすることができます。

具体的には、不動産業者が所有する建物を賃借人に貸し出す場合、不動産業者は所有権を保有したまま、建物を借り手に貸し出します。この場合、建物は有形物であり、借り手は使用权を得ますが、所有権は不動産業者が保有し続けます。

所有権を貸し出すことは、契約によって行われます。所有者と借り手との間で締結される契約には、様々な条件が含まれることがあります。所有者は、借り手に対して一定期間、所有権を貸し出すことを約束し、その期間中は借り手が特定の権利を有することができます。このように、所有権を契約によって貸し出すことができます。

<野崎>

所有権を貸すことと、所有権の対象である建物を貸すこととは、どう違うの？

<ChatGPT>

所有権を貸すこととは、物件の所有権を借り手に譲渡し、その物件を所有することができる権利を貸すことを指します。所有権を貸す契約により、借り手は物件の所有者と同様の権利を持ちます。所有権を貸す場合、物件の使用、管理、改築などの権利が借り手に移ります。

一方、所有権の対象である建物を貸すことは、建物の使用权を借り手に貸し出すことを指します。所有権を借りるわけではなく、借り手は建物を使用する権利を貸し出されるだけです。借り手は建物を所有するわけではなく、所有者の許可なくは建物の修繕や改装はできません。建物を貸す場合、借り手は所有権を持たないため、物件の管理、保守、修理などについては貸し出し人の責任が残ります。

<野崎>

「所有権を貸す契約により、借り手は物件の所有者と同様の権利を持ちます。」ということは、借り手は処分もできるということ？

<ChatGPT>

所有権を貸す契約により、借り手は物件の所有者と同様の権利を持ちますが、所有権の一部または全部を処分する権利については、借り手にはない場合があります。

所有権を貸す場合、借り手は物件を所有するわけではありません。所有権は貸し出し人に属し、借り手はその物件を使用する権利を持つだけです。そのため、借り手は所有権の一部または全部を処分する権利を持ちません。所有権の処分権は、引き続き貸し出し人に属します。

ただし、契約によっては、借り手に所有権の一部または全部を譲渡することが許可されている場合もあります。この場合、借り手は物件の所有者と同様の権利を持ち、所有権の処分権も持つこととなります。ただし、このような契約は一般的ではなく、借り手による所有権の処分には貸し出し人の承認が必要な場合が多いです。

<野崎>

それは所有権の対象物を貸すことと同じではないか？

<ChatGPT>

所有権の対象物を貸す場合と所有権を貸す場合では、借り手が持つ権利や責任が異なるため、同じではありません。

所有権の対象物を貸す場合、借り手は建物や土地を使用する権利を持ちますが、所有権は引き続き貸し出し人に属し、借り手は所有権の処分権を持ちません。借り手は貸し出された物件を使用することができますが、建物や土地の所有権を持つことはできません。貸し出された物件の管理や修繕などの責任は、原則として貸し出し人にあります。

一方、所有権を貸す場合は、借り手は物件の所有者と同様の権利を持ちます。借り手は物件を所有することができます、物件の管理や修繕などの責任も負うこととなります。また、所有権を貸す場合は、借り手に所有権の処分権がある場合があります。

つまり、所有権の対象物を貸すことと所有権を貸すことは、借り手が持つ権利や責任に違いがあるため、異なるものとして扱われます。

<野崎>

上記の回答の根拠となる文献やサイトを教えて

<ChatGPT>

私が回答した内容は、日本の民法に関する一般的な知識と理解に基づいています。

民法において所有権を貸し出す契約は、「賃貸借」として規定されており、借り手には使用権が認められる一方で、所有権を譲渡する権利は持たないことが規定されています（民法第 600 条、第 601 条）。

一方で、建物や土地を貸し出す契約は、「賃貸借」として規定されており、借り手には使用権が認められる一方で、所有権を譲渡する権利は持たないことが規定されています（民法第 582 条、第 590 条）。

これらの条文は、日本の法律情報サイトである「e-Gov 法令検索」で閲覧することができます。

以上の情報が参考になれば幸いです。

<野崎>

民法第 600 条、第 601 条を引用していますが、根拠条文は合っている？

<ChatGPT>

おっしゃる通りで、私の回答において引用した民法の条文は誤っていました。正しくは、民法第 603 条、第 604 条が該当します。

具体的には、民法第 603 条は「所有権を貸し出す場合、借り手は所有者と同様の権利を有しますが、所有権の処分はできません。」と規定しており、民法第 604 条は「前条の規定は、物の一部を貸し出す場合についても適用する。」と規定しています。

お詫び申し上げます。

<野崎>

民法第 603 条は「所有権を貸し出す場合、借り手は所有者と同様の権利を有しますが、所有権の処分はできません。」とは規定していませんよ？

民法第 604 条も「前条の規定は、物の一部を貸し出す場合についても適用する。」と規定していません。

<ChatGPT>

大変失礼いたしました。私の回答に誤りがありました。

正しくは、民法第 602 条が所有権の貸借に関する規定を定めており、「所有権を貸し出した者は、借り手に対して所有者としての責任を負う。借り手は、所有権の範囲内で、その物を使用し、収益を得ることができる。ただし、所有権の処分はできない。」と規定されています。

また、民法第 603 条は、民法第 602 条における所有権の貸借についての規定の例外として、相続人が相続財産を分割協議に基づいて貸し出す場合について規定されています。

私の回答が不正確であったことをお詫び申し上げます。

<野崎>

民法第 602 条は、「所有権を貸し出した者は、借り手に対して所有者としての責任を負う。借り手は、所有権の範囲内で、その物を使用し、収益を得ることができる。ただし、所有権の処分はできない。」とは規定していません。

どこの国の民法の話をしているのですか？

<ChatGPT>

申し訳ありません、私の回答に再度誤りがありました。私が引用した内容は、日本の民法の規定とは異なります。

ご指摘いただいた通り、民法第 602 条は「物を貸し出した者は、借り手に対し、物を保証しなければならない。借り手は、物を使用することができるが、所有権を移転することはできない。」と規定しています。

私の回答に混乱を与えてしまい、大変申し訳ありませんでした。

<野崎>

日本の民法 602 条にそのような定めはありません。どこの国の民法ですか？

<ChatGPT>

申し訳ありません。私が引用した内容は、日本の民法の規定とは異なります。そのため、引用元を確認してみると、私が引用した内容は、台湾の民法の規定であることが分かりました。

日本の民法 602 条は、「物を貸し出した者は、借り手に対して、その物についての瑕疵のないことを保証しなければならない。ただし、貸し出した者が瑕疵の存在を知らなかった場合には、この限りでない。」と規定しています。

再度の誤りについて、お詫び申し上げます。

<野崎>

それも違いますよ。日本の民法 602 条は短期賃貸借に関する規定ですよ。

<ChatGPT>

申し訳ありません。私の回答に再度誤りがありました。日本の民法 602 条は、短期賃貸借に関する規定であることを確認しました。

正しくは、日本の民法第 600 条に、「所有権を貸し出した者は、その物について、借り手に対して所有者としての責任を負います。ただし、相手方がその物について知っていたときは、この限りではありません。」と規定されています。

<野崎>

それも違います。どこの国の民法ですか？

<ChatGPT>

申し訳ありません。私の回答に再度誤りがありました。引用した内容は、韓国の民法の規定であることを確認しました。

日本の民法では、所有権を貸し出した場合の規定として、民法第 602 条があり、「物を貸し出した者は、借り手に対し、物を保証しなければならない。借り手は、物を使用することができるが、所有権を移転することはできない。」と規定されています。

再度の誤りについて、深くお詫び申し上げます。

<野崎>

それも違います。

<ChatGPT>

申し訳ありません。私の回答に再度誤りがありました。日本の民法においては、所有権を貸し出した場合についての明確な規定はありません。所有権を貸し出した場合には、貸主が所有者としての責任を負い、貸借契約に基づき借主は貸主から物を使用することができますが、所有権そのものを譲受することはできないという解釈が一般的です。また、民法上の概念としては、「所有権」は物的所有と利用権の二つから構成され、利用権の部分については、貸借契約により借主に譲渡されるとされています。

再度の誤りについて、深くお詫び申し上げます。

<野崎>

所有権そのものを譲受することはできないという解釈は本当に一般的ですか？

<ChatGPT>

所有権を貸し出した場合については、民法上の明確な規定が存在しないため、解釈には諸説あります。一般的には、所有権そのものを譲受することはできないという見解が一般的ではありますが、必ずしも全ての場合に当てはまるわけではありません。

たとえば、所有権移転を前提として賃貸借契約が締結された場合には、賃貸借契約の終了時に所有権も移転すると解釈されることがあります。また、賃貸借契約の中で、所有権を譲受することが認められる場合もあります。

しかし、一般的には所有権を貸し出した場合においては、貸主が引き続き所有権を保有し、借主に対して使用权や収益権を許諾するものとされています。このように解釈される理由としては、民法において「所有権」という権利が、財産権の中でも最も強力な権利であることが挙げられます。そのため、所有権を貸し出すことは、通常の賃貸借契約とは異なる特別な形態の契約であるとされ、所有権そのものを譲渡することはできないとの解釈が一般的です。

<野崎>

所有権そのものを譲渡することはできないとの解釈が一般的？所有権は売買契約によって移転しますし、贈与によっても移転します。回答に誤りがあるのでは？

<ChatGPT>

申し訳ありません、前回の回答には誤りがありました。所有権そのものを譲受することは可能であり、所有権の移転は売買契約や贈与などによって行われます。所有権を貸し出す契約は、借り手に所有者と同様の権利を与えるものであり、所有者が持つ一定の権利を借り手に譲渡することになりますが、所有権そのものを譲渡することはありません。申し訳ありませんでした。

---コピペ終わり---

こんな感じで議論？強弁？は続き、この後も「所有権を貸し出すことは、通常の賃貸借契約とは異なる特別な形態の契約である」と言ってみたり、「所有権を貸すことは一般的には存在しないとされており、違法とされる場合があります」と言ってみたり、迷走は止まりません。

ちなみに、ChatGPT が引用した条文について、本当に台湾や韓国の民法の条文なのかネット検索を試みたのですが、どうも違うようです…

独自の条文を生み出している疑いが濃厚。

そういうわけで、ChatGPT を鵜呑みにするのは大変危険です。今のところは。

F1 はレッドブルが開幕 2 連勝 & 2 連続ワンツーフィニッシュ。

開幕戦バーレーン GP を余裕で勝利したマックス・フェルスタッペン選手は、第 2 戦の予選でドライブシャフトが折れ、予選 15 番手からのスタートとなりましたが、それでも 2 位を確保。同僚のセルヒオ・ペレス選手も好調で、レッドブルとしては最高のスタートとなりました。

今年の台風の目となりそうなのが、私と同じ年のフェルナンド・アロンソ選手！昨年の健在ぶりを見せつけていましたが、今年のアストンマーチンには速さがあるようです。ちなみに、ジョーダン→MF1→スパイカー→フォースインディア→レーシングポイント→アストンマーチンという系譜です。ジョーダンの歴代ドライバーには鈴木亜久里氏や佐藤琢磨選手がいます。

オーディオブックでは、村上春樹氏の 1Q84 を聴いているところです。

「蝶に骨格を与えるのに等しい」という表現は痺れますね。

「空気さなぎ」を再構成していく場面、まず加筆し、そぎ落とす。どこまで書くか、何を書かないか。鉛筆とワープロの両方での加除。画面と印刷物の両方でのチェック。弁護士としての書面作成も同じようなイメージで臨むことがあり、既視感がありました。

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

[https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=${CONTACTID})

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

[https://kyoto-kigyohomu.com/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyoto-kigyohomu.com/?zc_cid=${CONTACTID})

知的財産専用ページ

[https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=${CONTACTID})

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com